令和８年度武蔵村山市地域密着型介護サービス事業所等燃料費高騰緊急対策事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、ガソリン及び軽油に係る費用（以下「燃料費」という。）の高騰に直面する介護サービス事業所に対し、武蔵村山市地域密着型介護サービス事業所等燃料費高騰緊急対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより当該施設における事業の円滑な執行を図ることを目的とする。

（交付対象者）

第２条　補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

⑴　武蔵村山市内において介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第１２項に規定する福祉用具貸与、同条第１３項に規定する特定福祉用具販売、同条第１７項に規定する地域密着型通所介護、同条第１８項に規定する認知症対応型通所介護又は同条第１９項に規定する小規模多機能型居宅介護のサービス（以下これらを「介護サービス」という。）を提供する事業所を開設していること。

⑵　令和８年４月１日から令和９年２月２８日までの間（以下「対象期間」という。）において、介護サービスの提供に当たり利用者の送迎又は利用者宅への訪問を実施していること。

⑶　対象期間において、介護サービスの提供に当たり所有する自動車（リース契約に基づくものを含む。以下同じ。）を使用し、当該自動車に使用した燃料費を負担していること。

⑷　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）でなく、かつ、代表者及び役員が暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

⑸　次条に定める補助対象経費について、他の地方公共団体等からの補助等を受けていないこと。

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象者が対象期間において介護サービスを提供するに当たり使用した自動車ごとの燃料費とする。

（補助金の額）

第４条　補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額と、別表の左欄に掲げる当該自動車の使用に係るサービスの種別に応じ同表の右欄に定める補助基準額とを比較していずれか少ない額の合計額とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、武蔵村山市地域密着型介護サービス事業所等燃料費高騰緊急対策事業補助金申請書兼請求書（第１号様式。以下「申請書兼請求書」という。）を令和８年９月３０日までに市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第６条　市長は、申請書兼請求書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、武蔵村山市地域密着型介護サービス事業所等燃料費高騰緊急対策事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により、当該提出をした者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により交付決定の通知をした場合において、当該補助事業の執行上特に必要があるときは、第９条の規定による報告に基づく交付額の確定を通知する前であっても、決定通知に基づく補助額について、概算払をすることができる。

（変更交付申請）

第７条　第５条の規定による交付申請をした者は、当該申請の内容を変更しようとするときは、武蔵村山市地域密着型介護サービス事業所等燃料費高騰緊急対策事業補助金変更申請書兼請求書（第３号様式）を令和９年２月１５日までに市長に提出しなければならない。

（変更交付決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、武蔵村山市地域密着型介護サービス事業所等燃料費高騰緊急対策事業補助金変更交付決定通知書（第４号様式）により、当該提出をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　第６条又は前条の規定により補助金の交付の決定を受けた事業者は、令和９年３月５日までに武蔵村山市地域密着型介護サービス事業所等燃料費高騰緊急対策事業補助金実績報告書（第５号様式）に必要書類を添えて市長に報告しなければならない。

（交付決定の取消し及び返還請求）

第１０条　市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は、武蔵村山市地域密着型介護サービス事業所等燃料費高騰緊急対策事業補助金交付決定取消通知書（第６号様式）により、当該取消しをした者に通知するものとする。

⑴　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

⑵　その他市長が必要と認めたとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、補助金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

附　則

この要綱は、令和８年８月１７日から施行する。

別表（第３条関係）

サービスの種別	補助基準額
地域密着型通所系介護サービス ⑴　地域密着型通所介護 ⑵　認知症対応型通所介護 ⑶　小規模多機能型居宅介護	車両１台につき、１，７００円に当該車両を介護サービスの提供に当たり使用した月数を乗じて得た額
その他のサービス ⑴　福祉用具貸与 ⑵　特定福祉用具販売	車両１台につき、１，０００円に当該車両を介護サービスの提供に当たり使用した月数を乗じて得た額